

# 税務署より

## お早めに 春の確定申告

今年も確定申告の時期になりました。確定申告の準備は、もうお済みですか？

平成16年分の所得税の確定申告の税務署窓口での相談および申告書の受付は平成17年2月16日(水)から平成17年3月15日(火)・個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は3月31日(木)までです。なお、還付申告の方は1月から提出することができます。

税務署では、確定申告書・収支内訳書などの提出書類について、自分で作成し、できるだけ郵送で提出していただくことをお勧めします。

申告期限間近になると、税務署は大変混雑し待ち時間等が長くなり、皆さんに迷惑をかけることとなりますので、申告と相談は余裕をもって早めに済ませてください。また、閉庁日（土・日曜日・祝日等）は、相談および申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。

## 自宅で申告書作成（インターネット）

国税庁のホームページで、所得税の確定申告書等を簡単に作成することができます。作成した申告書はカラープリンターで出力し、添付書類とともに税務署へ提出してください。

国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp>

- ◆ 納税は、安全便利な振替納税のご利用をお勧めします。
- ◆ 申告について不明な点があれば、お気軽に宇和島税務署までお問い合わせください。

宇和島税務署 宇和島市堀端町1番38号

TEL(代表) 0895-22-4511、(個人課税部門) 0895-22-7556

# 町県民税等の申告相談が始まります

平成17年度町県民税・国民健康保険税の申告相談が2月16日(水)から始まります。

なお、申告相談には次のものが必要ですので、必ず持参してください。

1. 農業・営業・不動産等の所得金額の計算に必要な一年間の収入や支出がわかる書類  
○収支内訳書・通帳・領収書など
2. 給与・公的年金の源泉徴収票
3. 生命保険料・損害保険料等の支払い証明書
4. その他、申告に必要な書類  
○個人年金や生命保険満期等の受け取り金額のわかる書類など  
○医療費控除を受ける方は、医療費の領収書等や保険金等で補てんされた金額がわかる書類・通帳など（予め個人別に集計してから持参してください）  
○税務署から送付された確定申告書等の書類
5. 印鑑

- ◆ 前年中に所得がなかった場合でも、課税（非課税）証明書等の発行、児童手当の支給資格認定および国民健康保険税の軽減判定等に必要となりますので、申告をされるようお願いいたします。
- ◆ 所得税の確定申告を済まされている方、税務署で所得税の確定申告をされる方は、町県民税・国民健康保険税の申告は必要ありません。
- ◆ 所得税の納付や還付に該当する方は、本人の預金通帳とその印鑑を持参してください。
- ◆ 申告の対象は平成17年1月1日現在、鬼北町に住所を有する方で、平成16年1月1日から平成16年12月31日までの所得となります。